平成２５年（フ）第１１７３４号
東京都府中市是政１丁目15―46―103
破産者　住友　克敏
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７４２号
東京都江東区東砂７丁目17―19―501
破産者　澤田　　満
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７７０号
東京都荒川区町屋８丁目19―１
破産者　高橋　一郎
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８５５号
千葉県流山市西初石６丁目187―33
破産者　角皆　希子
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８６１号
東京都昭島市美堀町４丁目21―２―105
破産者　山口　勇治
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８６９号
神奈川県川崎市川崎区富士見１丁目６―15―1105
破産者　潮田　章夫
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８８７号
東京都狛江市中和泉４丁目23―１―201
破産者　増田　一茂
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９５４号
東京都葛飾区鎌倉２丁目４―16―101
破産者　齋藤　幸男
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４００号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目10番33の102号
破産者　株式会社総合システムエンジニアリング
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３９号
東京都町田市本町田３―486藤の台団地１―50―110、商業登記記録上の住所東京都町田市南大谷1409番地
破産者　有限会社羽月屋
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４０号
東京都町田市本町田68番地公社住宅ロ211
破産者　蒲原　　昇
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２７号
横浜市南区前里町４丁目92番地
破産者　横浜ベイホーム株式会社
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３１２号
横浜市神奈川区鶴屋町２丁目９番地４　元木ビル３Ｆ
破産者　株式会社キーストーン
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７７４号
神奈川県鎌倉市植木842番地８ヒルハイツ鎌倉Ｃ―401号
破産者　富士設神奈川株式会社
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９１０号
大阪市中央区安堂寺町１丁目６―４　第二山村ビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区上本町西１丁目４番15号　エクセルコート上町303号
破産者　株式会社津島総合サービス
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９号
兵庫県明石市藤江2029番地の１明石市公設地方卸売市場内
破産者　有限会社神戸西運送
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
大分県速見郡日出町3884番地１
破産者　株式会社オーエムテック
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１５４２３号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目７番８号　ニューライフ恵比寿804号
破産者　関東容器株式会社
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５６８号
東京都荒川区西尾久８丁目33―23
破産者　五十嵐荘司
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８８７号
東京都江戸川区西小岩１丁目５―22―305
破産者　石井　卓司
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７４１号
東京都北区中里１丁目７―４―501
破産者　明嵐　高司
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部